

中国の税金徴収体制

2022年3月

キャストグローバルコンサルティング（上海）有限公司

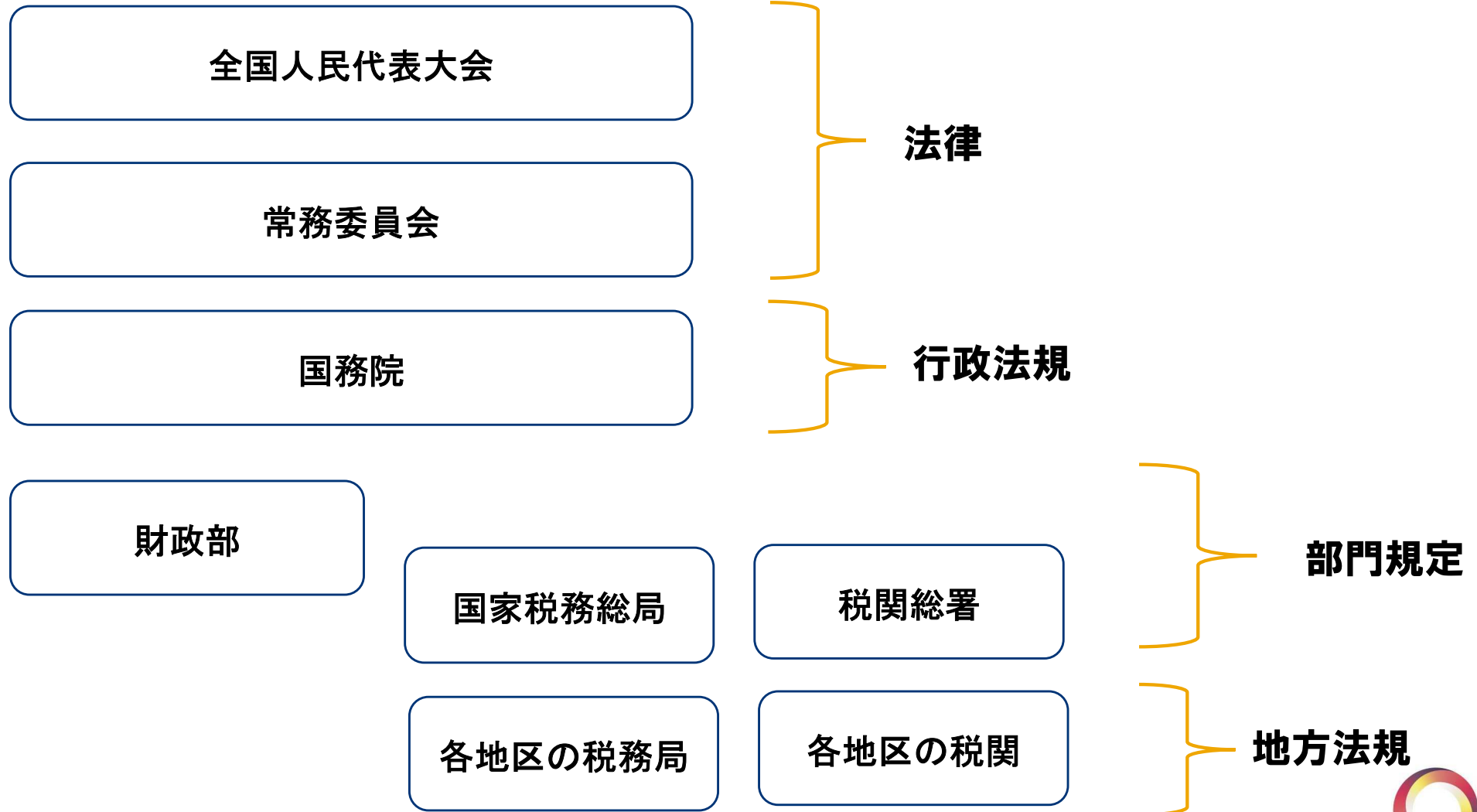
キャストグローバルコンサルティング株式会社

永野 弘子



中国の税金徴収体制

中国の税法法律の立法権限構造



中国の税金概要

中国の現行の主たる税目と課税対象は以下のとおりです。

税目	基本法令	課税対象	原則税率等	(日本)
企業所得税	企業所得税法	企業の所得	25%	法人税
個人所得税	個人所得税法	個人所得	3~45%	所得税
増値税	増値税暫定施行条例	付加価値額	6%、9%、13%	消費税
消費税	消費税暫定施行条例	課税物品の工場出荷額	品目ごと	—
印紙税	印紙税法	課税文書	文書ごと	印紙税
土地増値税	土地増値税暫定施行条例	土地使用権、建物の値上がり益	30~60%	—
都市維持保護建設税	都市維持保護建設税法	流通税(増値税、消費税)の付加税	原則、都市部は7%、 県および鎮5%、村1%	—
契税	契税法	不動産の取得	3~5%	不動産取得税



中国の税金概要

前頁以外にも下記のような税目もあり、課税対象は以下のとおりです。

税目	基本法令	課税対象	原則税率等
家屋税	家屋税暫定施行条例	建物の保有または賃貸	保有 1.2% 賃貸 12%
都市鎮土地使用税	都市・鎮土地使用税暫定施行条例	都市・鎮の土地の使用面積（平米）	0.6～30元
車両船舶税	車両・船舶税法	車両船舶の保有	車両船舶ごと
資源税	資源税法	原油、天然ガス、石炭、課税鉱物、塩等	品目ごと
車両購入税	車両購入税法	車両の購入	10%
耕地占用税	耕地占用税暫定施行条例	農地での建物建設使用等（平米）	5～50元
環境保護税	環境保護税法	課税汚染物質の排出	汚染物質排出量による

税金以外の行政費用

中央政府が定めている税金の性質を有する行政費用は以下の通りです。行政費用とは本来は特定の行政支出を賄うための費用徴収ですが、以下の行政費用は歳入と行政役務の提供と対応しておらず、対価性を有していないため税に近いものになっています

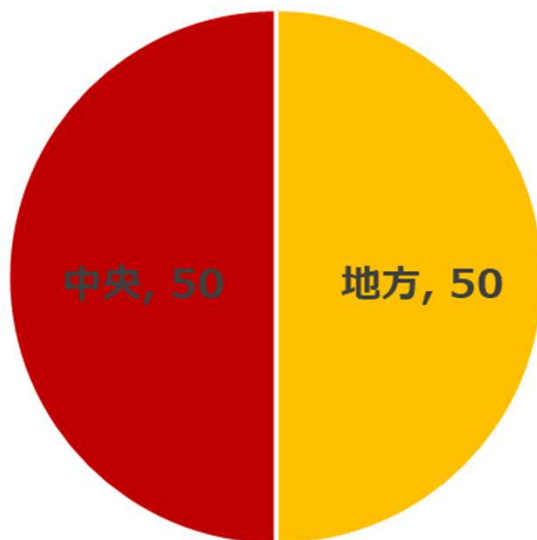
税目	課税内容	課税標準	原則徴収率等
教育費付加	流通税(増値税、消費税)の付加行政費用	流通税納付額	3%
地方教育費付加	流通税(増値税、消費税)の付加行政費用	流通税納付額	2%
文化事業建設費	娯楽業、広告業の売上に対する付加行政費用	売上計上額	3%



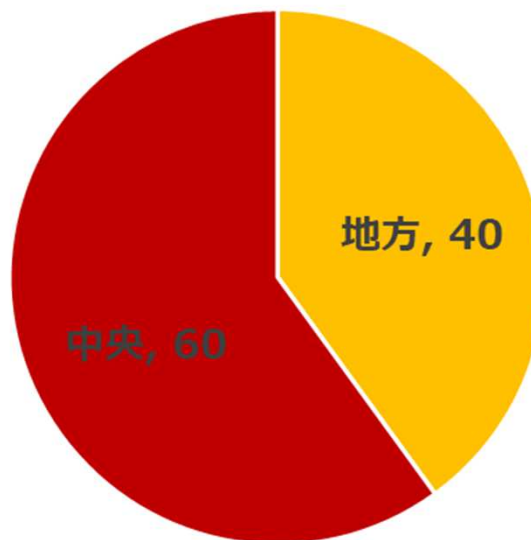
徴収された税金がどのように配分されるのか？

主要税金の中央と地方の配分比率

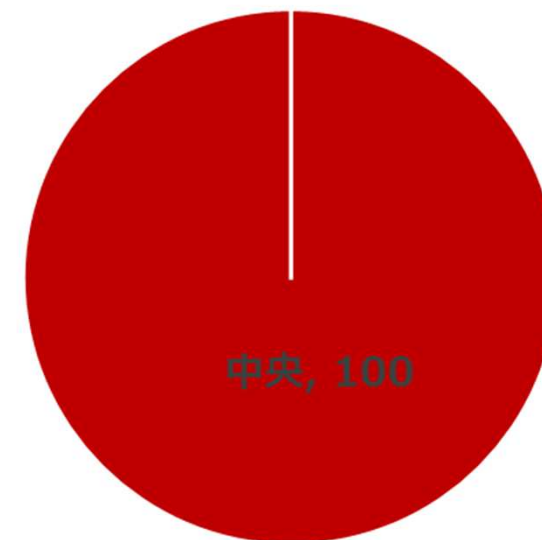
- 企業所得税
- 個人所得税



- 増値税



- 関税
- 輸入増値税



1. 著作権

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャストグローバル、キャストグローバルコンサルティング株式会社及び上海融孚律師事務所に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

2. 中国法

本資料に記載されている中国の法律法規の解釈、契約等の文書において中国の法律を適用する具体的問題に関する意見及び中国の法律を適用する行為又は事件に関する意見については、全て中国律師が担当し行ったものであり、本資料はそれらを担当した中国律師の法律法規の解釈及び意見が記載されています。

3. 免責

本資料に記載された内容の完全性・正確性等については、説明・理解の便宜のため要約された部分等が存在するため、保証の限りではありません。実際の本資料の利用に関連して発生した損失や損害については、何らの責任を負わないものとします。

